

| 四 | 三 | 二 | 一 |
|--|--|---|---|
| 發行方法 | 用振替法の適 | の法律及びその根拠 | 条件等を次のとおり記 |
| を場で競争う札価振の以律社債条三項、第十九項、第一項並びに特別三十一年法律第三百三十九年法律第三百三十一条の規定 | 第一法会百資十号資金法（昭和二十二年法律第三百三十九年法律第三百三十一条の規定） | 財政取扱規則（平成十一年大蔵省告示第百十七号）第五条第十一項の規定に基づき、平成十五年三月十一日より告示する。 | ○財務省告示第百十七号 |
| を定め別つ入札発行による発行（以下「札価格競争」といふ。）の規定 | 第一法会百資十号資金法（昭和二十二年法律第三百三十九年法律第三百三十一条の規定） | 財務大臣 麻生 太郎 | 二十五条第十一項の規定に基づき、平成十五年四月九日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。 |

| 八 | 七 | 六 | 五 |
|-------------------|-----------------|-------------|---------|
| 口 イ | 口 イ | 口 イ | |
| 額 最 | 払 | 発 | 方 募 |
| 低 行 争 非 者 特 国 入 価 | 行 争 非 者 特 国 入 価 | 行 争 非 者 特 国 | 入 価 法 入 |
| 額 入 価 ・ 別 債 札 格 | 入 価 ・ 别 債 札 格 | 入 価 ・ 别 債 | 札 格 決 |
| 面 札 格 第 参 市 発 競 金 | 札 格 第 参 市 発 競 | 札 格 第 参 市 | 發 競 定 |
| 金 發 競 I 加 場 行 争 額 | 發 競 I 加 場 行 争 額 | 發 競 I 加 場 | 行 争 の |
| 千 六 四 十 五 | 額 八 額 | 込 募 各 当 も 各 | 価 一 |
| 万 千 千 一 兆 | 面 千 面 | み 限 国 て の 申 | 格 国 |
| 円 四 七 万 二 | 金 万 金 | の 度 債 る か 返 | 競 債 |
| 百 百 四 千 | 額 円 額 | 応 額 市 。 ら み | 争 市 |
| 円 七 百 六 | で で | 募 の 場 そ の | 入 場 |
| 億 円 百 | 四 五 | 額 範 特 の う | 札 特 |
| 四 八 | 千 兆 | を 圏 別 応 ち | 發 別 |
| 千 四 十 | 七 二 | 割 内 参 募 応 | 行 参 |
| 四 四 | 百 千 | り に 加 額 募 | 一 加 |
| 百 億 | 八 六 | 当 お 者 を 価 | と 者 |
| 九 六 | 億 百 | て い ご 順 格 | い 。 |
| 十 千 | 九 | る て と 次 の | う 第 |
| 一 百 | 十 | 。 各 の 割 高 | 。 I |
| 万 二 | 億 | 申 応 り い | 非 |

| 十 六 | 十 五 | 十 四 | 十 三 | 十 二 | 口 | イ 一 | 十 九 | 振 替 單 位 | | | | | |
|---|---|--|---|---|---|-------------------------------------|--|---|--|--|---|--|---|
| 払 者 | 入 場 | 元 償 | | 償 行 | 争 非 | 者 特 | 国 入 価 | 發 行 | | | | | |
| 込 期 日 | 札 參 加 | 所 支 払 | 償 額 | 還 期 限 | 入 価 ・ 期 札 格 競 | 債 別 格 I | 行 債 市 場 競 加 | 行 行 競 價 格 日 | | | | | |
| 平 成 二 十 五 年 三 月 三 月 十 一 日 | 財 務 大 臣 か ら 通 知 つ 。 を き き 受け た 者 | 日 本 銀 行 額 百 円 支 金 額 を と き は 還 年 、 期 六 月 、 そ が 月 の 銀 十 百 円 營 業 業 日 日 に に | 額 面 金 額 額 額 百 支 金 額 百 年 、 期 六 月 、 そ が 月 の 銀 十 百 營 業 業 日 日 に に | 償 當 還 し と 償 還 年 に つ 。 そ き の 翌 日 休 業 業 日 日 に に | た だ 成 し 、 五 年 、 六 月 、 そ が 月 の 銀 十 百 營 業 業 日 日 に に | 平 成 二十 五年 三月 三十 日 | 額 面 金 額 額 百 支 金 額 百 年 、 期 六 月 、 そ が 月 の 銀 十 百 營 業 業 日 日 に に | 十 八 錢 八 八 八 厘 百 三 毛 つ き 九 十 九 九 円 十 九 九 円 九 九 | 額 面 金 額 額 百 支 金 額 百 年 、 期 六 月 、 そ が 月 の 銀 十 百 營 業 業 日 日 に に | 募 八 錢 八 八 八 厘 百 以 上 に の つ そ れ 九 ぞ れ 九 九 の 円 十 九 九 円 の 円 応 九 | 十 面 錢 面 錢 面 錢 百 百 百 厘 百 円 上 に の つ そ き れ 九 ぞ れ 九 九 の 円 十 九 九 円 の 円 応 九 | 額 成 。 整 數 五 年 以 上 に の つ そ き れ 九 ぞ れ 九 九 の 円 十 九 九 円 の 円 応 九 | の 記 替 法 又 倍 規 定 金 額 は よ る 最 振 替 も 額 口 の 面 座 と 金 簿 |